

第13回教育委員会会議録

1. 日 時 令和6年3月21日（木）
開会：午後3時30分
閉会：午後4時45分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：吉 田 和 博 委 員：下 川 博 大
委 員：江 崎 正 己
4. 事 務 局
教 育 部 長：坂 本 啓 悟 教 育 総 務 課 長：山 口 秀 郎
学 校 教 育 課 長：堤 好 弘 社 会 教 育 課 長：永 松 博 幸
人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：小 林 志 麻 教 育 総 務 課 総 務 担 当 係 長：井 手 雄 香
主 任 教 育 指 導 主 事：石 橋 功 一 指 導 主 事：金 子 尚 文
指 導 主 事：福 永 美 智 也 学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：山 本 啓 介
5. 書 記 教 育 総 務 課：長 野 祐 樹
6. 傍 聴 者 0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第25号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第25号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正について説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 資料2をお願いいたします。こちらのほうは、教育施策要綱の各課事務分掌のところで変更した内容になっています。それと同じ内容で例規の整備を行うものとなっております。

7ページ目をご覧ください。新旧対照表を載せております。

まず、上段ですけれども、教育総務課関係で申しますと、現行のところの「課に属する自動車の運行に関する事」、こちらを削除しまして、「学校再編に関する事」を加えております。

次に、社会教育課の分になりますけれども、8ページ目をご覧ください。

左の、現行の(17)のところですが、2行目に「青少年問題協議会」、こちらのほうが廃止をしておりますので、ここを削除しております。

あとは筑後南コミュニティセンターが4月にオープンいたしますので、その整理と、あとは体系に合わせた順番の入替えを行っているところです。

9ページ目をお願いいたします。

人権・同和教育課については、こちら4月から開設いたします「人権教育啓発センターに関する事」、こちらのほうを加えているところです。

説明については以上になります。

教育長 説明が終わりましたので、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第25号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(2) 議案第26号 筑後市立小中学校管理規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第26号 筑後市立小中学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料3をご覧ください。筑後市立小中学校管理規則の一部改正でございます。

1枚お開けいただいて、制定・改正に至る動機の欄にありますとおり、本規則はもともと福岡県立学校管理規則に準拠して作成をしておりますが、今回、福岡県立学校管理規則が一部改正されることに伴いまして、同様の内容で改正を行うものです。

内容の具体的なところは4ページをご覧ください。

教諭等職務というものを定めた項目がございます。16条の4になりますけれども、ここに現行では「教諭等(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。)の職務の明確化」ということで記載がありますが、これに新たに「養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭」の項目を追加しております。この3職種についても業務の明確化をきちんとここに明記するという事です。具体的な業務内容については別に定めるということで、整理をしておくことに

なります。

もう一点、第25条の「き損」という文字につきましては、平仮名表記、漢字表記ということで、今の例規のつくり方に合わせて今回改正をするものでございます。

以上でございます。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第26号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(3) 議案第27号 筑後市立小中学校生徒指導事業補助金交付要綱の廃止について

教育長 続きまして、議案第27号 筑後市立小中学校生徒指導事業補助金交付要綱の廃止について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料4をご覧ください。小中学校の生徒指導事業補助金交付要綱の廃止ということで、この補助事業の廃止に伴う要綱の廃止になります。予算上も廃止を来年度は行います。

1枚めくっていただいたところに理由等を書いておりますが、この補助金につきましては、市内の小・中学校の児童・生徒の健全育成を図るために生徒指導事業を行うということで、具体的にはいろんなところの補導を行っていた事業になりますけれども、昨今の非行件数が減少する中で街頭補導等の数も減っております。この事業の存在自体に市の補助金の検討委員会の中で疑問が持たれたところでございます。

それで、中学校等とも検討いたしました。大きなイベントの補導等につきましては、別に学警連という組織がございまして、そういった中で補導について対応しておるところでございまして、今回この個別の補助事業については廃止をするということで、中学校の担当の先生方と話できたところでございます。よって、今回予算も計上していないというところで、補助要綱についても廃止をするということにしております。

内容としては以上でございます。

教育長 何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第27号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたします。ありがとうございました。

(4) 議案第28号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部改正について

(5) 議案第29号 筑後市小学校給食食材料費補助金交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第28号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部改正について説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 給食関係でございますので、29号も一緒によろしいでしょうか。

教育長 はい。

学校教育課長 では、28号と29号をご説明したいと思います。

現在の給食費に関しましては、まず通常の給食費自体が不足しているというところで、令和4年度に小学校を4,200円から4,400円に引き上げております。ただし、コロナ禍でもありましたので、保護者負担を軽減するというところで、その200円については市が補助をするということで、徴収規則の中で附則として、当分の間、そこに規定した期間の間は市が負担をするというようところで据え置くという形にしておりました。それを定めていたのが資料5にあります給食費の徴収規則でございます。

見ていただきますと、最後の4ページ、経過措置ということで、保護者が負担する給食費の月額については、現行でいきますと令和6年3月31日までは改正後の規定は適用しないということで、従前の4,200円でいくということを決めていたところでございます。これによって、今回、6年3月を迎えますけれども、来年も1年間その期間を延長するという意味で、令和7年3月31日までということでこの経過措置を延長するものでございます。

給食に関しまして、もう一点、現在、物価高騰が続いております。小・中学校それぞれ月額4,200円、規則上は4,400円ですけれども、その金額と中学校の4,900円に加えまして、市の負担として、毎月1人当たりおよそ700円から800円かかっております。その分を市の補助金として出しておりますが、その補助金について定めたのが資料6の筑後小学校給食食材料費補助金交付要綱でございます。

こちら、現在もまだ物価高騰が続いております。来年度も同様の状況が続くことが見込まれております。そういった中で、資料6の3ページでございますが、これも先ほどと同様に時限で進んでおりますので、今回、現行の「令和6年3月31日限り」というところを「令和7年3月31日限り」と改めまして、来年度以降もこの補助金をもって保護者の負担軽減を図るところで改正をいたします。

資料5と資料6を併せまして、給食費の保護者負担の軽減という形で実施をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

教育長 関連してということで説明をしていただきました。資料5については、小学校分の減額の200円を延長するという、それから資料6は、計画とは別に物価高騰に対する補助策を延長するということでの説明でございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案についての採決は1つずついきたいと思います。

議案第28号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

続きまして、議案第29号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(6) 議案第30号 筑後市中央公民館規則の一部改正について

(7) 議案第31号 筑後市北部交流センター条例施行規則の一部改正について

(8) 議案第32号 筑後南コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について

教育長 それでは、続きまして議案第30号から32号については関連がございますので、一緒に説明をお願いしたいと思います。

議案第30号 筑後市中央公民館規則の一部改正について、議案第31号 筑後市北部交流センター条例施行規則の一部改正について、議案第32号 筑後南コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について、それぞれ説明をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 それではまず、議案第30号から32号に共通する事項についての説明をさせていただきたいと思います。

資料7、8、9と3冊に分かれますので、ちょっと見にくいと思います。私のお話に耳を傾けていただければと思います。よろしくをお願いします。

中央公民館と北部交流センターと筑後南コミュニティセンター、3月までは水田コミュニティセンターですけれども——の利用の許可の手続に関する変更でございます。

この3つの施設に関しましては、令和3年度から公共施設予約システムを導入して、パソコンやスマホで利用申込みができるという状態になっております。しかしながら、現行の規則は、この公共施設予約システムを用いて紙に出力した申請を提出し、教育委員会の許可を受けなければならないという決まりになっております。システムにも入力する、そして、それを紙に出力して教育委員会の許可を受けなければならないという決まりになっています。あわせて、教育委員会もシステムを用いて紙に出力した許可書を交付するという決ま

りになっているところです。

実際には、この公共施設予約システムに入力をした段階で利用申込みの手続は完了いたします。利用者の方からも、何でシステムで完了するのに紙をわざわざ出さないといけないんですかという問合せも度々受けているところでございます。したがって、紙の提出による申請と許可をなくしまして、予約と許可は公共施設予約システムで完結させるというような内容で改正をするものでございます。これが議案第30号から32号に共通する改正事項です。

次に、議案第31号と32号に共通する改正事項がでございます。

これは今、筑後市役所で押印見直しを全庁的に進めているんですけども、それに基づきまして、指定申請書等の様式から押印の欄を削除するものでございます。

最後に、第32号固有の改正内容について説明したいと思います。

資料9の6ページに新旧対照表がございまして、ご覧いただきたいと思っております。

こちらは、センターの施設を利用できる者に関する規定を現行の規則の中に入らしてあります。団体の構成員や代表者に関しまして、市内に在住とか通勤通学といった規定があるところでございます。ところが、今の水田コミュニティセンターの利用者の中に市外の利用団体がいらっしゃるしまして、それらの団体の皆さんには引き続き筑後南コミュニティセンターになっても利用していただく必要があります。そこで、この第5条の施設を利用することができる者に関する規定を規則から削除するものです。

中央公民館も北部交流センターも、施設を利用できる者に関する規定は規則の中に入らしてありません。ほかの市を見ても、規則に入らしてあるところは少なく、内規で定めているところが多いようです。したがって、今後は筑後市でも、規則からは第5条、センターの施設を利用することができる者に関する規定を削除しますが、内規を定めることによって今後は対応していきたいということで考えているところでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

教育長 3議案について、それぞれ説明がありました。共通する部分、それから2番目、31号と32号に共通するところ、32号の説明ということでありますが……

教育部長 すみません。

教育長 はい。

教育部長 今の中央公民館の説明の部分で、押印廃止があるという説明があったと思うんですけど、中央公民館は押印廃止はない。

社会教育課長 中央公民館はありません。私そういうふうには言いましたか、すみませ

ん。31号と32号ですから、北部交流センターと筑後南コミュニティセンターです。中央公民館は押印廃止はございません。

教育長 ほかにご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第30号 筑後市中央公民館規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成。

2つ目、議案第31号 筑後市北部交流センター条例施行規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

全員賛成。

議案第32号 筑後南コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

それでは、議案第33号と34号については、先ほど申しましたとおり、人事案件ということで閉会の後に行いたいと思いますので、一旦議事を終了いたします。

非公開議案

(9) 議案第33号 筑後市立小中学校共同学校事務室長の任命について

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(10) 議案第34号 令和6年度筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(全員賛成、原案可決)

4 協議事項

(1) 令和6年度教育委員会学校訪問について

5 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

①筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)について

②非常勤職員の任用について

(2) 令和6年度高等学校入学式について

6 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

7 閉会のことば